令和6年能登半島地震に係る転入学の特別措置 実施要項

高知県教育委員会

1 転入学の特別措置の実施理由

令和6年能登半島地震における被災地域の生徒の就学機会を確保するため、転入学について柔軟な対応を図る。

2 特別措置の対象

令和6年能登半島地震による被災のため、一時的又は卒業までの期間、高知県立高等学校への 転入学が必要な者

- 3 転入学の期間
 - (1) 受付期間 令和6年1月17日から令和7年3月31日
 - (2)審 査 随時
- 4 受入れ先の高等学校の決定

転入学を希望する者からの申請を受け、高知県教育委員会が審査を行い、転入学先の高等学校 を決定する。

- 5 出願に必要な書類 転入学願書(様式第1号)
- 6 入学手数料等

入学手数料及び入学料については、免除する。

7 申請先

高知県教育委員会事務局高等学校課 (所 在 地)〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 (電話番号)088-821-4907 (E-mail)311701@ken.pref.kochi.lg.jp

8 審査内容

面接

9 面接

面接は高知県教育委員会事務局高等学校課で実施する。

10 審査結果の通知

その都度、生徒本人に通知する。

11 その他

手続に必要な書類については、高知県教育委員会が転入学前の高等学校又は所管の教育委員会に照会する。